

樹齢670年の大杉保存活用工事 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

令和2年7月11日に倒伏した大湫神明神社の大杉を、大湫町の観光・まちづくりの核、魅力あるシンボルとするための「樹齢670年の大杉保存活用工事」実施にあたり、多様なアイデア等を募って大杉の保存および周辺の整備工事を実施するため、事業者をプロポーザル方式により選定することを目的とします。

2. 趣旨・背景

大湫町は、中山道47番目（江戸から）の旧宿場町であり、現在も歴史ある街並みを残しています。その中でも大杉は、推定樹齢670年とされる大湫町のシンボルであり、町民の心のよりどころとして町内にそびえ立っていました。しかし、令和2年7月11日深夜の豪雨により倒伏し、全国ニュースとして報道されることとなりました。

その直後から町民主体の会議が頻繁に行われ、どのように大杉を残していくかが議論されました。大湫町は人口300人程度の小さな町ですが、ニュースを聞きつけた方からの寄付により、事業実施のために資金づくりを行い、また、大湫町の若手で結成された「大湫大杉を応援する若手有志の会」によるクラウドファンディングを行いました。

多くの想いを受けて多くの寄付が集まり、またクラウドファンディングも成功したことで事業実施の見通しも立ったことから、多様なアイデア等を募ることで、より良い大杉の保存・活用方法、および大湫町の観光振興や活性化等の方法を検討するため、プロポーザル方式での業者選定を行うこととしました。

大杉は倒伏してしまったものの、現在行われている様々な調査・分析から判明する成果も多くあると推測されることもあり、その文化的価値を尊重し、市の文化財審議会からは「市の文化財指定を維持する」との見解が示されています。瑞浪市にとっても貴重な文化財である大杉を、今後少しでも長い期間残していきたいと考えています。

3. 事業に対する想い

これまで、大杉は、大湫町のシンボルとしてあり続けてきました。また、倒伏してもなお、町民にとっての大きな心のよりどころとして、あり続けています。そのため、より長い期間、そこにあり続けてほしいと願います。大杉は我々の誇りであり、多くの人に見てもらい、触れてもらいたいと願っており、工事後も大杉にさらなる誇りが持てることを期待しています。

また、整備に当たっては、かつての宿場町であった大湫町の景観に配慮した構造、全体のランドスケープデザインを期待します。

大湫町としては、大杉を活かしたまちの活性化についても期待しており、今後作成された建築物、場所を使ったイベント（大杉で作った楽器の演奏会や、大杉の鎮魂を目的と

する吊いの行事などを予定)で、まちの魅力向上を計っていきたいと考えています。

大湫町では毎年、町内で栽培された稲を用いて“しめ縄”を製作し、この大杉に掛けるという行事を継続してきました。大杉の保存活用事業実施後も、この“しめ縄”の文化を継承していきたいと考えています。

倒木直後に挿し木した新たな苗木があります。境内地内で新たな大杉を育み、見守っていきたいと考えています。

大杉を過去のものとして捉えることなく、未来へ共に歩む存在として、魅力ある大湫町の新たなシンボル・誇りとなることを祈念しています。

4. 工事概要

- (1) 工 事 名：樹齢670年の大杉保存活用工事
- (2) 工 事 内 容：大杉の保存・展示、敷地の復旧、保存・展示以外の大杉の搬出
- (3) 工 事 期 間：契約締結の日から令和4年3月20日まで
- (4) 予算限度額：30,000,000円(税込み)
- (5) 実 施 主 体：大湫町コミュニティ推進協議会

5. 諸条件・他事業

- (1) 保存・展示する大杉の取り扱いについて
 - ・プロポーザル方式で敷地内に保存する箇所は根の末端から、根を含み5m(しめ縄部分より上50cm)程度までとし、立てた状態で保存・展示するものとする。また、大杉は風雨等により再度倒れることのないよう確実に固定するものとする。
 - ・文化財としての威厳や存在感等を考慮し、その価値をできるだけ損なうことのないようにすること。

- (2) 保存・展示しない大杉の取り扱いについて

保存・展示しない大杉については素材活用提案募集、芸術作品活用、大学研究活用を予定している。

素材活用提案については事業提案募集に採用された事業者ごとの大きさに輪切りを行うこと。素材は2m未満に切り分ける輪切りを想定している。輪切り以外の切断はしない。

大杉を別箇所へ搬出すること。場所については大湫町地内を想定しており、協議によるものとする。

芸術作品活用部分、大学研究活用分(別紙素材箇所図参照)については別箇所へ搬出すること。その際、大きさを活かした作品づくりを行う予定であるので大杉を細かく切ることなく搬出されたい。場所については大湫町地内を想定しており、協議によるものとする。設置

する際にクレーンでの積み下ろしを伴う場合がある。

(3) 新たな大杉の苗木について

境内地内に新たな大杉を育む場所を作成し、新たな大杉の苗木を移植すること。新たな大杉は今後の成長することを想定してレイアウトし、良好な育成、管理ができるような形態とすること。

(4) 予算（事業費内訳）について

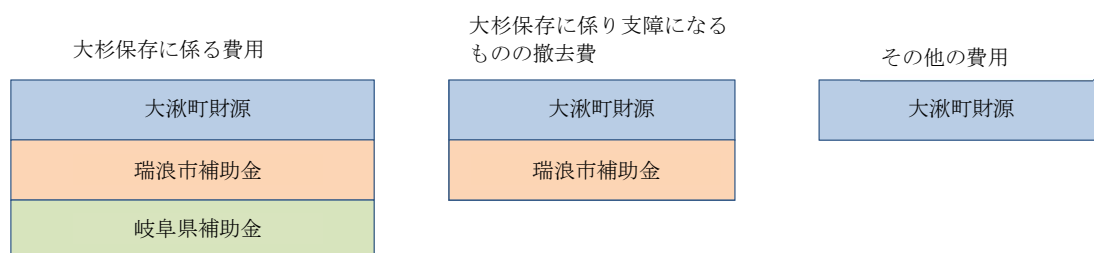
- ・当該事業は、県及び市の補助を受けて実施することを想定していることから、以下の事項を参照のうえ、見積書、工事書類は補助金対象と対象外の工事がわかるように作成すること。

【財源種別と内容一覧】

(千円)

| 財源種別 | 限度額 | 備 考 |
|--------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 大湫町財源 | 10,000 | |
| 瑞浪市補助金 | 10,000 | 大杉保存に係るものに限る。ただし、保存工事の支障になる施設の復旧はこの限りではない。 |
| 岐阜県補助金 | 10,000 | 大杉保存に係るものに限る。ただし、保存工事の支障になる施設の復旧はこの限りではない。 撤去運搬処分費にはあてられない。 |

【補助対象経費イメージ図】



(5) 工事に係る申請について

建築確認など、工事に係る申請、書類作成は受注者が行うこと。また、その作成に係る費用も受注者が負担すること。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けていること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所
の登録を受けていること。
- ③ 建設業法による現場代理人及び専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者である
こと。
- ⑤ 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関
係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合
等不正な行為とは解さない。

ア 資本関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民
事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の
決定を受けた会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係：以下のいずれかに該当する場合。ただし、1) については、会社の一方が
更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他上記ア・イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

7. プロポーザル実施スケジュール

| 手続等 | 期間・期日 | 方法・場所 |
|------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公表 | 令和 3 年 4 月 5 日午前 10 時から | 大湫町コミュニティ推進協 議会ホームページに掲載 http://www.okute-shuku.jp |
| 現地説明 | 令和 3 年 5 月 24 日午後 4 時まで | メール (ookute@ob.aitai.ne.jp) による受付け申し込みによ り個別対応。希望日、連 絡先を記載すること 1 事 業者 1 回とする |
| 質問受付 | 令和 3 年 4 月 12 日午前 10 時から 令和 3 年 4 月 26 日午後 4 時まで | 電子メール又は FAX による |
| 質問回答 | 令和 3 年 5 月 1 日正午までの間、随時 回答する。 | ホームページに掲載 (質問がない場合掲載しな い) |

| | | |
|----------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 参加表明書の提出期限 | 令和3年5月10日午後4時まで | 大湫町コミュニティ推進協議会宛 持参又は郵送（期限内必着）、メール (ookute@ob.aitai.ne.jp) による |
| 提案書の提出期限 | 令和3年5月24日午後4時まで | 大湫町コミュニティ推進協議会宛 持参又は郵送（期限内必着） による |
| 審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和3年6月5日（予定） | 大湫コミュニティ内 |
| 結果の通知・公表 | 令和3年6月8日（予定） | 参加表明書記載の担当者アドレスに電子メールにて通知する。 |

8. 参加手続等

（1）質問受付、質問回答

質問は、任意様式とするが、担当部署名、担当者名を記載し、受信確認を行うこと。回答の際、質問者名は公表しない。また、質問事項が重複していると判断したものは、整理して回答する。本件の趣旨からかけ離れていると思われるものへの回答は行わない。なお、回答は、本実施要項と一体のものとして効力を持つものとする。

（2）参加表明書の提出

提案者は、参加表明書（様式第1号）を1部提出すること。

（3）提案書の提出

提案書は、専門用語をなるべく控え、わかりやすい図面、資料とすること。作業は、本協議会との契約締結後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書等に基づいて開始するものである。

● 提出書類

次の提出書類を、A4サイズ縦長ファイルに綴じたものを提出すること。様式については、指定するもの以外は、任意とする。なお、提出部数は、正1部、副12部とする。

① 提案書（様式第2号）

- 1 企画提案 敷地の整備の方法や出来上がりのイメージがつきやすい資料とすること。大杉の保存方法は具体的工法、工法の実績や根拠などを添付すること。（A4サイズ10枚まで）
大杉を保存する方法について下記について明記すること
・どのように置くか

- ・現場に置く大杉の大きさ
- ・風雨への対策（屋根など）
- ・樹皮の処理
- ・根の整形、処理
- ・どこに置くか
- ・保存に必要な防腐処理
- ・管理方法
- ・100年後、300年後のイメージ図

- 2 工事スケジュール 令和4年3月15日までに完成するスケジュールとすること。
- 3 実施体制調書 本事業の遂行にあたり必要な担当者等の工事配置計画等を記述すること。配置予定者については、保有資格を記述すること。また、提案した配置予定者については、実施工事に従事させること。設計にあたり、建築・空間デザインに長けた者を配置すること。また、地域活性化の視点について長けた者から助言をもらうか、もしくは配置すること。
- 4 配置予定技術者調書
- 5 会社概要書

② 類似事業の受注実績（様式第3号）

③ 見積書（様式第4号）

- ・見積内訳書を添付すること（任意様式）。
- ・代理人が提出する場合は、必ず委任状（様式第4号の2）を添付すること。

（4）参加を辞退する場合

参加表明書を提出した提案者が、参加を辞退する場合は、令和3年5月31日（月）午後1時までに辞退届（様式第5号）を提出すること。

9. 提案審査

（1）審査委員会

審査は、樹齢670年の大杉保存活用工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。なお公平を保つため、提案書の提案者を特定できる事項については、伏せて審査するものとする。

（2）審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングは公開で行い、説明は担当予定者が行い、参加者は担当予定者を含め5名までとする。スクリーン、プロジェクター及び電源は本協議会で用意するが、その他機器は提案者が用意すること。特殊な機器を使用する場合は、事前に使用可能かを大湫コミュニティセンターに確認すること。工法説明のための素材などは持ち込み可とする。プレゼンテーションはライブ配信もしくはプレゼンテーシ

ョン後動画を一定期間公開し、誰でも見るができるものとするを原則とするが公開できない情報がある場合はその部分のみ公開しないものとする。

プレゼンテーション及びヒアリングの時間については、次のとおりとするが、延長することがある。

プレゼンテーション：30分以内

ヒアリング：10分以内 合計40分以内

審査結果は、審査実施日以降、審査対象となった提案者全員に電子メールにより通知する。審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10. 審査の方法

提出された提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査する。審査の基準とする項目及び配点は別紙のとおり。

11. 事業者の選定及び契約の締結

審査による各委員の合計得点の最も高い者を最優先候補者とし、契約交渉を行う。最優先候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い者から順に契約交渉を行う。得点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な提案者を優先する。

提案者が1者の場合であっても、審査は実施し、委員会において適切であると判断された場合は、当該提案者と契約交渉を行う。審査委員会が適切でない判断した場合は、契約交渉は行わない。

契約は、選定された事業者と交渉に基づき、再度見積書の提出を求め、企画提案時に提出した見積書の金額を上限として決定する。

12. 公表

本プロポーザルの結果は、事業者選定後、速やかに大湫町コミュニティ推進協議会ホームページ上に掲載する。ただし、点数は掲載しないものとする。

13. 契約金の支払条件

契約締結後、前払い金として4割を上限として支払うものとし、工事完了検査後に残額を支払うものとする。

14. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案時期を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要項に違反すると認められる場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会が失格と判断した場合

15. その他

- ア 応募に関するすべての書類作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本協議会は「樹齢670年の大杉保存活用工事」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約する提案者が提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本協議会に帰属するものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- エ 本協議会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- オ 1提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- カ 提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- キ 提案された内容、金額は変更しないものとする。ただし、本協議会と協議を行い決定したことについてはこの限りではない。

16. 参考資料

- ・ 航空写真
- ・ 地籍測量図